

写経所文書に見える官人の敬称

矢越 葉子

はじめに

官人名を表記する際に、通常「造東大寺司主典安都宿禰雄足」のように官職名+姓名と記す。しかし、写経所文書¹の中には、同じ安都雄足を指して「安都主典」と姓(名)+官職名の形式で記載する事例が散見される。このような事例は、写経所文書を形成した東大寺写経所とその上級官司である皇后宮職・造東大寺司²、および写経所と関係の深い官司に属する官人にほぼ限られるため、口頭での呼称をそのまま記載に用いている可能性が高い。

他方、官人の呼称に関しては、公式令 68 授位任官条に規定があり、八省クラスの官司においては「其於_二寮以上_一、四位称_二大夫_一、五位称_二姓_一、六位以下称_二姓名_一。」(大宝令では「其於_二弁官八省_一者、五位以上惣称_二大夫_一。」³)と定められていたものの、養老 5 年(721)には「唱_二考之日_一、三位称_二卿_一、四位称_二姓_一、五位先_二名後_一姓。自_二今以後_一、永為_二恒例_一。」⁴との太政官処分が出されるなど、適宜改訂が加えられている。

本稿では、写経所文書に見える姓(名)+敬称および官職名+敬称の事例をもとに、奈良時代中頃において実際にこれらの敬称がどのように使い分けられていたかを検討する。

1. 卿

『日本国語大辞典』は、卿について「①令制で八省の長官。」「②公卿。三位、参議以上の公家。」「④代名詞的に用いて貴人を敬つていう。また、一般的に相手を尊んで呼ぶことば。」と解説する。

1.1 造東大寺司外の人物

①の八省卿の事例としては、「中務卿」(来栖王カ、十二 392 (1)⁵)、「式部卿」(鈴鹿王、八 371 (2))、「前式部卿」(鈴鹿王、十一 170 (5))、「式部卿殿」(藤原仲麻呂、十 365 (7-8)/二十四 193 (7))、「仁部卿」(惠美朝獵、五 464 (1))、「兵部卿尊」(藤原豊成、八 163 (11))、「兵部卿」(藤原豊成、八 166 (3))、「故兵部卿手」(大友牛養、十一 354 (3))、「申卿尊了」(大蔵卿(三原王)カ、三 196 (5))が見える。

またその他の事例としては、藤原仲麻呂(「紫微中臺令藤原卿」:十一 167 (6))、「大納言藤原卿」:十六 458 (1)/十二 433 (4)/十三 16 (9)/二十五 204 (8)/四 95 (7))、「大納言從二位藤原卿」:二十五 205 (3))、「内大臣藤原卿家」⁶:二十三 621-622)、巨勢奈豆麻呂(「故大納言巨勢卿」:四 94 (7)/十二 390 (6))、巨勢塚麻呂(「坤宮官大弼巨勢卿」:十四 208 (3)/十四 208 (9)/十四 209 (6))、文室浄三(「御史大夫文室卿」:十六 69 (6))が見られる。巨勢塚麻呂はこの時点で「参議從三位紫

微大弼兼兵部卿侍從下総守」であり⁷、また文室浄三の官職として見える御史大夫は大納言の唐名であるため、これらはいずれも②の公卿に対する敬称の事例に該当する。

よって、造東大寺司外の人物についての「卿」の用例は①②に限定されると言える。

1.2 造東大寺司内の人物

造東大寺司内の人物に対する用例は 3 例であるが、全て文書の宛所として登場する。「造寺司志斐卿」(志斐麻呂、史生 or 主典、二十五 209 (6))、「典卿」(主典、二十五 238 (2))、「道守尊卿」(道守、二十 55 (3))であり、これらは全て④の事例である。志斐麻呂は天平勝宝元年 4 月には史生・大初位上⁸、天平宝字 2 年 8 月には造仏司主典・從六位下⁹とある人物であり、また道守は主典安都雄足の側近とされる人物である¹⁰。よって、これらは四等官およびそれに準じる人物に対して使用される敬称である言えよう。

2. 大夫

『日本国語大辞典』では、「大夫」について「①古く天皇・大王の御前に祇候する臣下の称。…大化前代、大臣・大連に次ぐ議政官。」「②令制で、一位から五位までの人の尊称。また一位から五位までの総称。」「③公卿の次位。四位と五位の総称。」「④五位の通称。また、尊称。」「⑤令制官司の職・坊の長官。」と解説される。

2.1 造東大寺司外の人物

該当者が判明する事例としては、「石川大夫」(石川豊人カ、春宮大進・正六位上カ、九 208 (5))、「茨田大夫」(茨田枚麻呂、美作守・外從五位下、十一 347 (4)/十一 6 (4)/四 37 (9))、「葛木大夫」(葛木戸主、坤宮少忠・正五位下、十四 187 (9)/十四 202 (5)/十四 202 (12)/十四 238 (2)/十四 203 (9)/十四 222 (7)/十四 224 (4)/十四 241 (7)/十四 198 (5)/十四 199 (9)/十六 281 (2)/十五 453 (3))、「長野大夫」(長野公足カ、越前員外介・從五位下、十四 241 (2))、「石川大夫」(石川弟人、玄蕃助・正六位上カ、十四 203 (10)/十四 197 (8)/十四 198 (5))、「巨勢大夫」(巨勢関麻呂、式部卿・從三位、二十五 321 (1))、「漆部大夫」(漆部伊波カ、從五位下カ、十六 582 (1))、「高屋大夫」(高屋赤麻呂、大初以下 or 從八位下、二十四 559 (2))が挙げられる。また該当人物不詳者として、「藤原大夫」(七 219 (10))、「阿倍大夫」(七 75 (11))、「巨麻大夫」(十二 459 (3))、「田中大夫」(十三 488 (6)/十三 488 (9))、「別大夫」(十四 65 (2))、「小野大夫」(十四 332 (2)/十四 333 (1)/十五 234 (4))、「井上大夫」(二十四 561 (2))がある。

これらを見ると、基本的に五位以上の人物を「大

夫」と称しているものの、石川豊人、石川弟人、高屋赤麻呂のように六位以下の人物に対する敬称としても使用されることがある。また、養老令施行に伴って法制上では「大夫」の使用範囲が限定されたが、実例を見る限りではそのような痕跡は窺われない。

2.2 造東大寺司内の人物

造東大寺司内の人物に対して「大夫」が使用された事例は次の通りである。「国大夫」「国中大夫」(国中公麻呂、造仏長官・従五位上/次官・正五位下、十 627 (7)/十六 76 (4))、「佐伯大夫」(佐伯今毛人、次官・従五位下/次官・正五位上、十一 255 (7)/十二 428 (3))、「高麗大夫」(高麗大山、次官・従五位下、十四 328 (8)/十四 332 (4)/十五 388 (6)/十五 395 (4))、「上毛野大夫」(上毛野真人、判官・外従五位下、十五 58 (3)/十五 122 (1)/十五 186 (13))、「佐官大夫」(安都雄足、主典・正八位上、十五 355 (5)/十六 25 (1))、「益田大夫」(益田繩手、大工・外従五位下、十五 201 (13))、「葛井大夫」「葛井判官大夫」(葛井根道、判官・正六位上/判官・正六位上、十五 202 (3)/十六 24 (7))。

これらは基本的に五位以上の人物の敬称として使用されており、その原則は益田繩手のような四等官以外の人物にも適用される。また五位以外に「大夫」が使用されるのは四等官のみである。なお、養老令の施行前後で用例に差は認められず、却って使用範囲が拡大されてゆくようにすら見える。

3. 尊

『日本国語大事典』では「尊・命」として「①神や天皇などの高貴な人に対し、尊敬の意を表して添える語。」「②一般に身分の高い人や目上の人に対して敬称として添え、または身分の高い人や目上の人をさす語。」「③親愛の情をこめて相手をさす語。」と説明されている。また②に関しては『日本書紀』における「尊」と「命」の使い分けも指摘されている。

3.1 文中での用例

文中での用例としては、藤原豊成(「式部尊」(大輔藤原朝臣):十 377 (2))、「中納言尊」(二十五 131 (8)/九 66 (5))、「中納言藤原尊宣」(九 136 (8))、三原王(大蔵卿)カ(「申卿尊了」:三 196 (5))、吉成(「吉成尊」:十五 441 (5))、安都雄足(「佐官尊」:造東大寺司主典/五 243 (1)/五 329 (2))、鈴鹿王(「式部尊」:式部卿/二十四 280 (3))、また該当者不明の事例として「進授刀尊御所」(二十五 211 (6))がある。

文中での用例からは、かなり広範囲の人物に対して使用されているものの、中納言や式部卿などの「卿」「大夫」を用いるべき人物に対する敬称としての使用も確認できる。また、用例は全て「尊」であり、「命」は用いられていない。

3.2 宛所での用例

宛所での用例が「尊」使用例の大部分を占めるが、四等官であることが判明するのは「阿刀曹官尊者」(十四 63 (7))、「佐官尊」(安都雄足、十六 341 (4))、「東大寺判官尊」(六 583 (4))の3例のみである。そ

の他の多くは四等官の下で働く案主や四等官の側近(道守、石万呂、吉成など)への敬称として使われている。また、その場合には、姓を省き、名+尊として使用されることが多い。なお、これら宛所での用例においても「命」は見られない。

事例は次の通りである。吳原生人(「吳原尊」:三 618 (6))、阿刀繩麻呂カ(「繩尊」:二十四 291 (5))、乙万呂(「乙満尊」:九 5 (8))、「乙万呂尊」(九 209 (3))、道守(「道守尊」:二十五 210 (5)/十三 489 (8)/二十五 245 (7)/二十五 333 (6)/十六 24 (5)/十六 554 (8))、「道守尊者」(十三 489 (8)/二十二 40 (1))、「道尊」(十六 556 (3))、「道守尊卿」(二十 55 (3))、「道守尊公」(二十二 212 (5)/二十二 214 (2))、石万呂(「石尊者御曹」:十三 462 (4))、石万呂および道守(「伊志万呂 道守二尊」:十四 210 (6))、「石万呂道守兩尊」(十四 176 (6))、「石麻呂道守二柱尊」(二十 62 (6))、吉成(「吉成尊」:十五 355 (6)/五 243 (5)/五 388 (6))、「吉成尊者」(十六 120 (7))、「五百瀬尊」(四 276 (3))、「男黒尊」(四 316 (5)/二十五 239 (1))、「小黒尊」(十五 461 (1)/二十二 373 (4))、「眞木万呂尊」(十四 191 (1))、「稻持尊者」(四 408 (1))、「廣万呂尊」(十六 171 (9))、「楊尊」(十六 554 (2))、「佩田尊」(十五 308 (5))、「□万呂尊」(四 523 (5))、「経司尊者」(十三 121 (6))、「諸尊」(二十五 262 (7))、「尊者」(二十五 269 (3))、「兩案主并諸尊者」(十五 471 (1))、「案主尊」(二十五 362 (6))、「別当尊」(二十二 191 (8))、「経所諸尊」(二十二 372 (8))。

4. その他

4.1. 殿門

殿門(とのと)の用例はいずれも宛所であり、佐伯今毛人(「東大寺長官(殿門)」:二十五 181 (11))、高麗大山カ(「伊豫次官殿門」:十三 331 (3))、安都雄足(「東大寺第四殿門」:四 314 (10))、「東大寺第四安殿門」:十五 350 (1))、吉成(「吉成殿門」:十五 129 (7))と、殿門は造東大寺司内の人物への敬称(宛所)としてのみ登場する。対象となっている人物は四等官および安都雄足(主典)の側近であるとされる吉成であり、「卿」の用例に近い。

4.2. 宮

敬称としての「宮」は、市原王(「市原宮」:八 361 (4)/二十四 172 (8)/二十四 180 (1)/八 578 (5)/九 64 (7)/九 64 (8)/九 65 (1)/九 65 (2)/八 559 (4)/九 65 (9)/九 66 (4)/九 65 (4)/二 526(6)(7)/九 65 (6)/九 66 (8)/二 559 (10)/九 196 (2)/二十四 164 (6)/三 577 (3)/二十四 473 (1))、「長官宮」:八 187 (6)/八 187 (11)/八 189 (9)/八 190 (3)/二十四 269 (4)/八 191 (3)/八 190 (6)/八 192 (7)/八 192 (9)/二 455 (2)/八 576 (9)/九 197 (8)/九 197 (4)/十 287 (1)/九 365 (3)/九 365 (9)/三 40 (1)/十 286 (1)/十一 226 (6)/十一 358 (13)/二十四 165 (1)/二十四 192 (5)/十 284 (8)/二十四 177 (1)/十一 9 (9)/十 285 (8)/二十四 192 (8)/二十四 182 (11)/十 284 (11)/二十四 177 (5)/三 221 (7)/三 261 (5)/十一 171 (9)/十一 4 (8)/三 485 (4/

十一 355 (9)/三 542 (5)/三 542 (8)/二十五 25 (1)/二十四 278 (13)/二十四 279 (3)/二十四 279 (10)、「玄蕃宮」:十一 11 (11)/十一 330 (7)/三 553 (5)、「備中宮」:三 576 (10)、大原王カ(「大原宮」:十一 450 (4))、安宿王(「飛鳥部宮」:二十四 180 (11))、「安宿宮」:二十四 176 (10)/十 121 (13)/二十四 607 (1)/二十四 168 (1))、智努王(「珍努宮」:十二 288 (4)/十二 340 (5))、智努王カ(「久尔宮」:二十四 179 (4)/二十四 188 (6))、水主内親王(「水主宮」:十二 459 (3)/五 433 (1)/五 456 (7)/五 462 (7)/十六 422 (8)/十六 466 (11)/十六 455 (8)/二十 503 (8))、「水主親王宮」:三 647 (7)/十二 289 (10))、「水主内親王宮」:十七 106 (11))、室内親王(「室内親王宮」:十六 10 (6))に対する敬称として見える。

これらの記載は、経典の移動先・移動元としてのみならず、経典の旧蔵者¹¹、宣者・判者としても見えるため、皇親の居所のみを指す語ではなく、皇親に対して限定的に用いられる敬称をも含むと考えられる。なお、金光明寺造物所・造東大寺司の実質的な長官を勤めた市原王に対して「卿」「大夫」「尊」が使用された例はなく、敬称としては「宮」のみが使われるのも、その一端を示すのであろう。

まとめ

大化前後の「大夫」について論じた関晃氏は「大夫」の下限はもとは五位相当よりもかなり高い地位であり、それがしだいに下落してきていたのに対して、大宝・養老令がそれをもとの高さへ戻そうとしたけれども、一般の傾向に抗し得なかった」と指摘し、その理由を「一般にある地位の称呼が敬称化した場合には、その実質は下落してゆく」ためであるとする¹²。

写経所文書においては、敬称としての「大夫」は「下限」としての五位よりも更に下の階層をも指すようになってきており、また三位以上の呼称として養老 5 年に規定された「卿」も造東大寺司内では四等官およびそれに準じる者への敬称へと転落している。ただし、そこには「大夫」「卿」の下限＝四等官

およびそれに準じる者、という一定のラインが保たれており、それと同等あるいはそれより下位の者に対しては古くからの尊称である「尊」が使用される。以上より、造東大寺司内における地位は、国家的に認められる五位とそれ以下との間に加え、四等官とそれ以下との間で呼称において画然とした差が設けられていると言えよう。なお、皇親に対して限定的に用いられる「宮」という敬称の存在より、皇親はいわば「宮様」としてそれら地位の埒外にいたと捉えることもできよう。

注

1. 写経所文書の定義は、杉本一樹「正倉院文書」(『日本古代文書の研究』、吉川弘文館、2001年、初発表は1994年)を参照。
2. 東大寺写経所の変遷については、山下有美『正倉院文書と写経所の研究』(吉川弘文館、1998年)に詳しい。
3. 関晃「大化前後の大夫について」(『大化改新の研究 下(関晃著作集第二巻)』、吉川弘文館、1996年、初発表は1959年)
4. 『続日本紀』養老 5 年 10 月癸未条
5. 『大日本古文書』編年文書の巻・ページ・行。十二 392 (1)は、12 卷 392 ページ 1 行目を表す。
6. 「内大臣」とあるものの、実際の官職は「紫微内相」。
7. 『続日本紀』天平宝字 2 年 8 月甲子条
8. 『大日本古文書』十 627、634、640
9. 『大日本古文書』四 294
10. 安都雄足側近については、吉田孝「奈良時代の交易」(『律令国家と古代の社会』、岩波書店、1983年、初発表は1965年)、丸山裕美子「書儀の受容について—正倉院文書にみる「書儀の世界」—」(『正倉院文書研究』4、1996年)を参照。
11. 水主内親王およびその旧蔵経典については、須田春子「水主内親王とその所蔵経」(『青山学院大学一般教育部会論集』7、1966年)を参照。
12. 関注 3 前掲論文